

【縣市町村事例】

韮崎市の浄化槽維持管理の取り組みについて

山梨県韮崎市環境課

1. 韮崎市の概要

韮崎市は、人口30,189人。古くから人と文化が行き交う交通の要所、甲州街道の宿場町として栄えてきました。西に鳳凰三山、東に茅ヶ岳と二方を山岳に囲まれ、山岳地帯に源を発する多くの中小河川が市の中心部を南へ流下する釜無川と塩川に流れ込む豊かな自然を有する地域であります。

市の基幹産業としては農業や製造業があげられます。農業については、稲作や果樹栽培がその生産者の多数を占めます。稲作につきましては、「武川米」というブランド米を生産しており、この武川米は県内にて唯一日本穀物検定協会が毎年行っている食味ランキング試験にて特Aの評価を5年連続で受賞しており、県内外を通して多くの方に食されています。果樹につきましても、韮崎市は地形や気候・日照条件が果樹の栽培に適した地域であり、ブドウや桃といった果物が他の地域よりも甘く、香り豊かな物ができ収穫されています。

工業については昭和40年代から市の発展を考え優良な工場を積極的に誘致し、現在では市内の複数の地区に工業団地ができました。その結果、県内でもトップクラスの工業製造品出荷額を誇っております。

【韮崎市の位置】



2. 生活排水処理状況及び生活排水処理計画の概要

(1) 生活排水処理状況

本市における汚水処理人口普及率は平成28年度末で85.46%となっています。これは、平成27年度末の国内総人口に対する全国の汚水処理人口普及率は89.9%、山梨県内での普及率は80.7%と、県内普及率は上回っている数値ですが、全国普及率を下回っているため、更なる普及が求められています。

表1 生活排水の処理状況（人口）H29.3.31 現在

	人口（人）	割合（%）
下水道	17,906	59.3
浄化槽（単独）	7,046	23.3
浄化槽（合併）	4,844	16.0
汲み取り	393	1.4
合計	30,189	100

(2) 生活排水処理計画

当市の生活排水処理計画につきましては、菰崎市「美しく、人・地域が輝く未来へのものがたり」魅力あるまちづくり計画を平成26年度に定め、その中で汚水処理人口普及率を平成31年度末時点で84.7%に引き上げることを目指しています。この計画では平成28年度時点での汚水処理人口普及率の中間目標値を82.8%と定めていますが、順調に目標値を達成していることが伺えます。

表2 「美しく、人・地域が輝く未来へのものがたり」魅力あるまちづくり計画

	H25年（基準年度）	H28年（中間年度）	最終目標
汚水処理人口普及率	80.9%	82.8%	84.7%

3. 浄化槽設置整備における活動状況について

(1) 事業内容及び背景

当市では、平成13年度から市職員と浄化槽管理士が合同で浄化槽設置者宅へ点検・清掃指導の巡回を行う方法で浄化槽管理指導事業を行っております。

この事業が行われた背景について、当時市内に設置されていた浄化槽の大半が保守点検されていない設備不良や、汲み取り、清掃未実施といった衛生的に問題のある状態にありました。それら浄化槽の排水により、河辺に生息していたホタルや水中に生息していた鮎、ヤマメをはじめとする生物が減少するといった水質汚濁が深刻化した事、それら問題のある浄化槽が発する悪臭により、周辺住民からの苦情が多く市に寄せられる事にもなりました。これら問題に対処するために本事業は始まりました。

浄化槽設置者宅への点検・清掃指導方法ですが、市内浄化槽設置者宅の把握作業から始まります。浄化槽設置届により、浄化槽設置者宅のリストを作り、そのリストをGISにリンクさせ、図1のように地図でどこの世帯が浄化槽を使用しているのかを確認します。



図1 浄化槽設置者宅地図

※赤：合併浄化槽
青：単独浄化槽
黄：不明

この地図をもとに浄化槽管理士と共に設置者宅に訪問し、図2「浄化槽巡回指導点検結果票」を使用して点検を行います。浄化槽管理士が目視にてチェック項目（1. 消毒薬は入っているか 2. ブロワは正常に作動しているか 3. 汲み取りは行われているか 4. 清掃はされているか 5. その他）を点検し、その結果を結果票に記入して浄化槽設置者に渡します。もし、浄化槽に何らかの不備があった場合は、結果票と併せて図3「浄化槽改善結果報告ハガキ」にて改善がされ次第、市に報告をしてもらいます。もし、年度内に改善報告が無い場合は、翌年度にその設置者宅を重点的に訪問し、指導を行います。

図 2

図 3

(2) 成果及び課題

この取り組みにより、今では浄化槽の悪臭による苦情はほとんど寄せられておりません。また、河川の水質が改善されたため、激減していた河川生物が徐々に姿を戻しつつあります。

今後の課題としては、浄化槽法11条の法定検査受験率の向上を目指しています。山梨県は、全国でも特に11条検査受験率が低い県です。浄化槽法の取り決めや、河川の水質保全の観点から浄化槽所有者には必ず受験してもらわなければなりませんので、今後も県や浄化槽協会と一層の連携を図り、受験率の向上を目指していきます。

4. 単独から合併への転換等について

当市では水質保全を図るため単独浄化槽から合併浄化槽に転換するための補助を行っております。補助の内容は、下水道認可区域外にて50人槽以下の合併浄化槽を設置する場合や、単純に単独浄化槽から合併浄化槽に転換する際の工事費の一部を対象としています。補助の金額については下記表のとおりです。

表 3 合併浄化槽設置費補助金一覧表

人槽区分	補助限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
8人～50人槽	548,000円

※上記限度額と浄化槽設置費用の4割のいずれか低い方の額

合併浄化槽の設置や転換は、個人負担が大きく汚水処理人口普及率の向上の足かせとなっています。水質保全や汚水処理人口普及率の向上を図るためにも、当補助事業の周知などが重要と考えられます。

5. おわりに

浄化槽巡回指導点検が始まってから、今年で16年が経ちます。この16年間で市内河川の水質はほとんどが改善され、徐々に河川生物の個体数が戻りつつあります。この成果は我々行政の取り組みがあっただけでなく、市民一人ひとりが河川の水質保全の重要性に気が付き、取り組んできたからだと考えています。

豊かな環境を次世代に引き継いでいくためにも、今できることを誰かに任せるのではなく、市民一人ひとりが問題に取り組むことが環境問題の解決方法として重要となります。

今後も市民の方々にご協力をいただきながら、当市の環境保全活動を推進していきたいと考えています。